

**【提案・要望項目】**

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細かな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

**【提案理由等】**

1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者（インドネシアは平成22年、フィリピンは平成23年まで）については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷（平成25年3月発表全国の合格率：看護9.6%、介護39.8%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。

3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、高い国家試験合格률을挙げている（平成25年3月発表本県の合格率：看護80.0%、介護52.2%）。低迷する合格률을高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。